

議案第102号

世田谷区立障害者福祉施設の指定管理者の指定
上記の議案を提出する。

令和2年11月25日

提出者 世田谷区長 保坂展人

(説明) 世田谷区立障害者福祉施設の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、本案を提出する。

世田谷区立障害者福祉施設の指定管理者の指定

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、世田谷区立障害者福祉施設の指定管理者を次のとおり指定する。

施設の名称	指定管理者		指定の期間
	名称	所在地	
世田谷区立ほほえみ経堂	特定非営利活動 法人ワーカーズ ユープ	東京都豊島区東池袋 一丁目44番3号池 袋I S P タマビル	令和3年4月1日から 令和8年3月31日まで
世田谷区立すまいる梅丘	特定非営利活動 法人ワーカーズ ユープ	東京都豊島区東池袋 一丁目44番3号池 袋I S P タマビル	令和3年4月1日から 令和8年3月31日まで
世田谷区立三宿つくしんぼホーム	社会福祉法人全 国重症心身障害 児（者）を守る 会	東京都世田谷区三宿 二丁目30番9号	令和3年4月1日から 令和8年3月31日まで
世田谷区立岡本福祉作業ホーム	社会福祉法人泉 会	東京都世田谷区岡本 二丁目33番23号	令和3年4月1日から 令和8年3月31日まで
世田谷区立岡本福祉作業ホーム玉堤分場	社会福祉法人泉 会	東京都世田谷区岡本 二丁目33番23号	令和3年4月1日から 令和8年3月31日まで
世田谷区立梅丘ウッドペッカーの森	特定非営利活動 法人ウッドペ ッカーの森	東京都世田谷区松原 六丁目4番1号	令和3年4月1日から 令和8年3月31日まで